

教員活動自己点検 点検結果の活用に関するガイドライン

2021（令和3）年12月16日
全学大学評価会議承認

本学における教員活動自己点検の実質化をめざし、点検結果の活用に関するガイドラインを策定する。

本ガイドラインを踏まえ、教員個人の自己点検とともに、学部等組織は主体的に、各組織の特性に応じた質向上の取り組みを進めることとする。

1 教員活動自己点検の目的

教員活動自己点検は、教員自らの意思と責任で、教育研究活動等の目標を設定し、そのもとで自身の活動やその成果を点検し、今後の諸活動における維持・改善・向上に向け意欲的に取り組むことを目的とする。なお、人事評価の資料としては活用しない。

2 自己点検結果の活用

(1) 教員個人

教育、研究、社会貢献、大学管理運営等の諸活動への点検・改善のために活用する。

(2) 学部等組織（学部横断的な組織である教養教育、学部共通コース、教職センターを含む）

組織における諸活動の活性化や改善につなげるための資料として活用する。

3 教員個人における自己点検結果の活用方策

- (1) 個人の教育研究活動等の維持・改善・向上のために活用する。
- (2) 自己研鑽のために活用する。
- (3) 点検結果の蓄積による諸活動履歴を確認するために活用する。

4 学部等組織（学部横断的な組織を含む）における自己点検結果の活用方策

- (1) 組織の自己点検・評価活動を推進するための資料として活用する。
- (2) 組織全体の教育力、研究力、社会的発信力を確認するための資料として活用する。
- (3) FD活動を推進するための資料として活用する。

以上